

別表

1 令和2年1月28日以降にコロナの影響で離職した者を令和3年4月1日から9月30日までの間に新たに雇用した場合

雇用形態	奨励金算定の期間	奨励金算定
(1) 雇用開始から3か月以内に正社員へ転換	雇用開始から6か月の給与支給分が対象	非正規であった期間の月数に5万円を乗じて得た額と正社員となった以降の月数に10万円を乗じて得た額との合計額
(2) 雇用開始から3か月以内に正社員への転換なし	雇用開始から3か月の給与支給分が対象	非正規の期間の月数に5万円を乗じて得た額
(3) 雇用開始から3か月以内に正社員へ転換せず3か月分支給した後、令和3年9月30日までに正社員へ転換	雇用開始から3か月の給与支給分及び正社員へ転換してから3か月の給与支給分が対象	非正規であった期間の月数に5万円を乗じて得た額と正社員となった以降の月数に10万円を乗じて得た額との合計額 ただし、支給上限は30万円とする

2 令和2年1月28日以降にコロナの影響で離職した者を令和3年2月25日から3月31日までの間に新たに雇用した場合

雇用形態	奨励金算定の期間	奨励金算定
(1) 雇用開始から3か月以内に正社員へ転換	雇用開始から6か月で令和3年4月1日を含む判定基礎期間の給与支給分が対象	非正規であった期間の月数に5万円を乗じて得た額と正社員となった以降の月数に10万円を乗じて得た額との合計額

(2) 雇用開始から3か月以内に正社員への転換なし	雇用開始から3か月で令和3年4月1日を含む判定基礎期間の給与支給分が対象	非正規の期間の月数に5万円を乗じて得た額
(3) 雇用開始から3か月以内に正社員へ転換せず3か月分支給した後、令和3年9月30日までに正社員へ転換	雇用開始から3か月で令和3年4月1日を含む判定基礎期間の給与支給分及び正社員へ転換してから3か月の給与支給分が対象	非正規であった期間の月数に5万円を乗じて得た額と正社員となった以降の月数に10万円を乗じて得た額との合計額 ただし、支給上限は30万円とする

### 3 令和2年1月28日以降にコロナの影響で離職した者を非正規として雇用している場合

雇用形態	奨励金算定の期間	奨励金算定
(1) 令和3年2月25日から同年9月30日までに正社員へ転換	令和3年4月1日を含む判定基礎期間以降の給与支給分が対象	正社員となった以降の月数に10万円を乗じて得た額 ただし、支給上限は30万円とする